

2023年度事業計画

はじめに－人権をめぐる状況

- ① 2021 年度、八尾市包括外部監査結果報告書において、八尾市人権協会への委託事業のあり方について意見が示されました。その結果、八尾市より受託運営していた事業の見直しが求められ、4 つの事業（人権啓発関係業務、外国人情報発信業務、福祉生活相談業務、地域就労支援業務）がすべてプロポーザル方式による募集事業として公募されることになりましたが、4 事業すべて受託決定されることになりました。これまで八尾市とは人権行政推進のパートナー団体と位置づけられ、事業を随意受託し進めてきましたが、あらためてこれまでの実績を踏まえその関係性が評価されたものと受け止めています。
- ② 昨年2月24日、NATOの拡大阻止を名目にロシアによるウクライナ侵攻が始まってから1年が経過しました。終息の兆しがみられないまま、ウクライナでは少なくとも市民7,000人以上が死亡し、約800万人が国外へ逃れていると報道されています。国家の利害によって人と人が殺めあうという愚かな戦争は、一日も早く停戦しそこで暮らしてきた人々の平穏な日々が取り戻されることを願わざるをえません。その一方で日本国内では、政府が近隣諸国との緊張関係を背景に軍事費を増額し、戦争ができる国に変わろうとする動きがみられます。戦争は最大の人権侵害との認識にたち、戦争を起こさないための人権教育・啓発の取り組みが求められています。
- ③ 昨年、部落問題においては、全国水平社創立から100年という節目の年でした。100年が経過しても部落差別は解消されていない現実がありますが、ネット上においては、長年にわたり被差別部落を動画サイト上で晒してきた「部落探訪」の動画、約200本が昨年11月末に削除されました。サイトを運営するグーグル社は「ヘイトスピーチに関するポリシーに違反したため」としていますが、ネット上にはびこる差別動画や誹謗中傷の書き込み等を制限するこのような動きが広がることが求められています。
- ④ 昨年8月31日、名古屋市の韓国民団施設、京都ウトロ地区等で放火を行った人物に対する京都地裁判決が言い渡されました。「在日韓国・朝鮮人という特定の出自を持つ人々に対する偏見や嫌悪感に基づく独善的から身勝手な犯行」として有罪判決が下されました。この事件のみならず韓国民団施設や朝鮮学校に対する放火や暴力事件が発生しています。昨年はヘイトスピーチ解消法が施行され丸5年を迎えましたが、ヘイトスピーチを放置するとヘイトクライムつながり、生命の危険さえも脅かされることを認識する必要があります。
- ⑤ 障がい者問題をめぐっては、障害者権利条約に基づく日本の実施状況について、加盟後初となる国連委員会審査による勧告が昨年9月に示され、分離教育の中止、精神科への強制入院を可能している法律の廃止など、日本の課題が指摘されました。しかしながら、大阪ではこれまで支援を必要とする子どもの通常学級と支援学級の柔軟な利用を可能としていたシステムを、昨年4月の文科省通知によって画一的に分離する方式に変更されるという、インクルーシブ教育から逆行する事態が起きています。支援を要する子どもたちが、自分にあった学びを受けられる教育環境の整備が求められています。
- ⑥ 女性差別の問題では、世界経済フォーラムによるジェンダーギャップ指数2022で116位

となり、前回（120位）よりやや改善したとはいえ依然として世界の男女平等の流れに追いつけない女性差別の深刻さが浮き彫りになっています。本年3月8日発表された世界銀行の調査でも日本のジェンダー平等に向けた法改正の状況は、先進国で最低となっていることが明らかになっています。

- ⑦ 性的マイノリティをめぐるのは、本年2月、首相補佐官が性的少数者や同性婚のあり方をめぐり差別発言をしていたことが明らかになりました。同性婚やパートナーシップ制度が国レベルで整備されていないのは、主要7カ国（G7）では日本だけとの指摘もあり、早期実現が求められています。
- ⑧ 子どもの人権では、2022年に自死した小中学生と高校生が512人となり統計のある1980年以来、過去最多になったことを厚労省が発表しました。少子化が叫ばれる一方、生まれてきた子どもたちの自死は増加傾向にあります。また、児童相談者が虐待として相談した件数も過去最多となっています。ヤングケアラー問題も可視化されはじめ、子どもをとりまく厳しい課題が浮き彫りになってきています。
- ⑨ 2022年度に八尾市で発生した差別事象は10件に及びました。内訳は、障がいにかかわるもの1件、外国人4件、部落問題が5件でした。しかしこれら事象は、市役所へ直接問い合わせされたものや、学校現場で教職員が発見する事例が多く、発生していても通報されていない事象が存在することが予想されます。また、例年3つの人権課題にかかわるものの報告のみで、女性やLGBTQなど他の課題にかかわるものは皆無です。様々な場面で発生しているものの自覚されていないか、自覚されていても事象報告されていないことが考えられます。
- ⑩ コロナ感染者の減少が続き、この2年間で日常生活に受けた影響の回復が見込まれようとしていた矢先に、ロシア・ウクライナ情勢、エネルギーや原材料価格の高騰、円安などの影響による物価高によって、またぞろ生活に支障をきたす人々の存在がみられるようになっていきます。格差による厳しい生活実態を抱える人や世帯をより深刻な状況に追い込んでいます。困難を抱える人の悩みを聴き、伴走し取り残されることがないように、福祉生活相談事業、地域就労支援事業をはじめとする相談支援の取り組みを進めます。
- ⑪ この他にも様々な人権問題が顕在化しています。顕在化する課題にかかわる情報や動きに注視しながら偏見や差別をなくし、誰もが安心して暮らせる人権尊重社会の実現をめざして2023年度も以下の事業に取り組めます。

1. 人権教育・啓発の取り組み

(1) じんけん楽習塾の開催

人権、差別の問題を自分ごととして考える参加型学習じんけん楽習塾を開催します。過去2年間は、新型コロナ感染を考慮し、オンラインをメインに開催してきましたが、2023年はこれまで通り会場にて対面開催します。しかし2年間のオンライン開催によって、移動に困難を要する人や他市からの受講生が参加しやすいというメリットもみられたことから、オンライン参加も募集し全6回開催します。

開催日時	内 容	講 師
第1回 5月17日	ネット社会の部落問題学習を考える	森 実さん（大阪教育大学名誉教授・じんけん楽習塾）
第2回 5月31日	インターネットと人権侵害	辻大介さん（大阪大学大学院人間科学研究科教授）
第3回 6月14日	演劇『ほうせん花』、一般市民によるソフトパワーを用いた平和への取り組み	納谷昌宏さん（元愛知教育大学教授）
第4回 6月28日	性教育～幸せに生きるための教育～	松村真帆子さん（さち助産院まこっちゃん家）
第5回 7月12日	子どもが地域で育つために	関口淑枝さん（NPO 法人子育て運動えん代表理事）
第6回 7月19日	『子どものけんり なんでやねん！すごろく』おとな体験	松田直美さん (NPO 法人 KARALIN) 橋本麻美さん（えんぱわめんと堺/ES）
実施場所	八尾市プリズムホール研修室（オンライン併用開催）	

(2) 人権啓発講演会の開催（受託事業）

【内 容】 個別で法制定された人権課題を中心に、その年に注目されている人権課題や国際的な人権の動きを考慮し、今伝え、知ってほしい課題を提供します。2023年度は、性的マイノリティの人権について開催します。

【実施場所】 八尾市プリズムホール小ホール

【実施時期】 7月

【規 模】 300人

(3) 人権啓発映像上映会の開催（受託事業）

【内 容】 講演・セミナーよりも受け身の参加意識の障壁を下げる取り組みとして開催します。国内外問わず人権課題をテーマにした映画を選定します。

- 【実施場所】 八尾市プリズムホール等
【実施時期】 9月及び2月（全2回）
【規 模】 100人

（4）人権に関する基礎知識を養成するための研修会（受託事業）

- 【内 容】 同一テーマを軸に連続講座を開催し、参加者一人ひとりが自分ごとと捉え、課題解決にむけてどのようなことができるかを考える4回連続講座を開催します。
- ▶ 第1回：性的マイノリティにかかわる講座型人権講演会の開催
定員（80人程度）
 - ▶ 第2回：第1回を受け人権、差別の捉え方を自分ごととして深めます。学びについてはマイクロアグレッション、無自覚な差別についての学びを検討しています。
定員（40人程度）
 - ▶ 第3回：1,2回を受けて参加者の能動的行動を促すようなワークショップを行い第4回の内容について、参加者自らが企画提案していけるよう進めていくことを想定しています。
定員（40人程度）
 - ▶ 第4回：3回目に出てきた内容によって研修内容を決定し開催します。
定員（80人程度）

- 【実施場所】 八尾市プリズムホール等
【実施時期】 第1回（7月）／第2回（8月）／第3回（9月）／第4回（10月）

（5）人権啓発支援業務（受託事業）

- 【内 容】 市民及び市内各種団体等が人権研修等を企画・実施するにあたり、企画・実施内容に適したテーマや講師の紹介、講師リストを作成します。また、市民及び市内各種団体等が刊行物等を作成する際に、人権の視点を持ったアドバイスを行います。

- ① 講演会や研修会等のテーマや講師等についての提案、提言
- ② 市内で活用可能な講師リストの作成（毎年更新）
- ③ 啓発パンフレット等の記事内容、構成、デザインについての助言

（6）差別防止啓発業務

- ①「八尾市差別事象連絡・啓発検討会議」の運営補助（受託事業）

- 【内 容】 市内で発生した差別事象の報告や今後の啓発の取り組み方法について共有をはかる差別事象連絡・啓発検討会の運営を担います。

具体的な差別事象発生時の開催については、内容の分析、評価を添え協議できるようにします。

【実施場所】 八尾市役所会議室他

【実施回数】 年2回程度

② 啓発物品を通じた取り組み（受託事業）

【内 容】 差別事象が起こらない、起こさせないために、日頃よりそのことを意識していただくことが大切です。身近なものが啓発ツールとなる啓発グッズを作成し配布します。

【制作個数】 1,000 個

【配 布 先】 地区人権研修実施地区および研修、啓発事業時に配布

(7) 人権ブックレット発行

【内 容】 私たちには夢があるブックレット vol.15 を発行します。
テーマ未定

【発行部数】 500部

(8) ミドルリーダー学習会の開催

【内 容】 昨年度は新型コロナの影響で実施することができませんでしたが、2023年度は、教職員の人材育成の支援をめざし事例検討や学習会を適宜開催します。

(9) 人権パネルによる啓発活動

当協会が作成したパネルを活用し啓発を進めます。具体的には、世界人権宣言パネル展での一部展示や他団体自主啓発活動での展示及び地域等での活用を図っていただくために貸出を行います。

2. 外国人市民情報提供事業（受託事業）

【内 容】 日本語が十分理解出来ない外国人市民が地域で生活しやすい環境作りの一環として、SNS 媒体を活用し情報発信業務に取り組みます。
発信言語はやさしい日本語、中国語、ベトナム語、英語の4言語にて発信します。

【発信頻度】 毎週2回

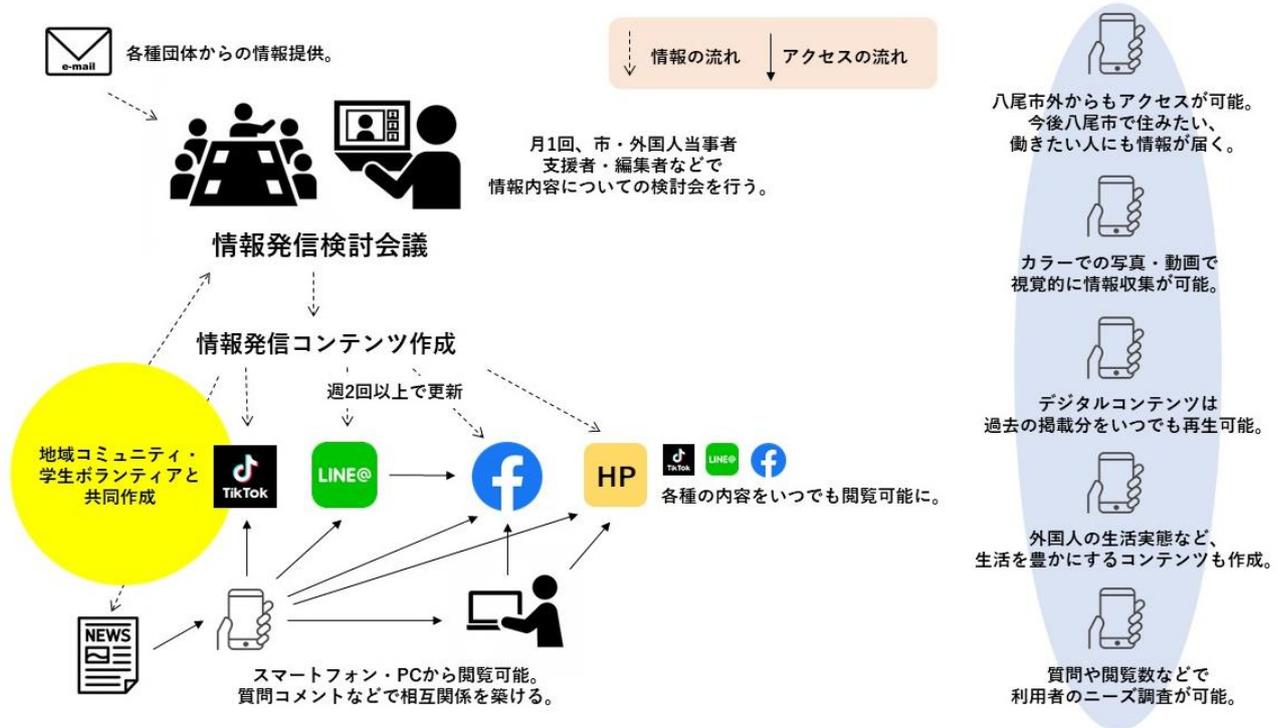
【発信媒体】 Facebook, LINE 公式アカウント, TikTok, ホームページ等

【発信内容】 八尾市を中心に公的サービス情報（メイン）

八尾市国際交流センターや外国人支援団体発信情報との連携し、外国人市

民に役立つ情報を配信

業務イメージ図



3. 人権政策の調査・研究の取り組み

人権にかかわる政策の策定や人権行政推進のための政策提案を行うため、調査・研究及び研修・提案活動を行います。

4. 相談事業

(1) 福祉生活相談支援事業（受託事業）

【内 容】 何らかの理由で行政サービスをはじめ必要な支援が届いていない人。高齢、障がい、子どもなど、対象ごとの専門的な福祉サービスでは、課題が複合化、多様化し対応できない人。生活困窮状態にもかかわらず可視化されずにいる人への予兆の発見。近年は「8050 問題」家庭への対応や家計相談など、地域の多様な課題について対応しています。今年度市内6箇所に配置し事業を進めます。

また、相談員のスキルアップのための学習ならびに、相談者への支援のあり方に対するケース検討会議を定期的を開催します。

【実施日】 毎週月～金曜日（9:00～17:00）基本

【実施場所】 市内6箇所に福祉生活相談支援員を配置（桂人権コミュニティセンター、

龍華出張所、山本出張所、安中人権コミュニティセンター、志紀出張所、八尾市人権協会)

(2) 地域就労支援コーディネーター推進活動事業（受託事業）

【内 容】 様々な課題を抱えることによって、一般的な求職活動では就労にたどり着くことが困難な人を対象として、就労相談及び職場定着相談等を行います。

また、福祉生活相談事業同様、相談員のスキルアップならびに情報共有、ケース検討会議を定期的に行います。

また、2023 年度から八尾市パーソナル・サポート事業と合同事業となり、これまで以上に連携し就労に困難を抱える人への支援に取り組みます。

【実施日】 毎週月～金曜日（9:00～17:00）基本

【実施場所】 安中人権コミュニティセンター、桂人権コミュニティセンター、龍華出張所、山本出張所に地域就労支援コーディネーターを配置
独自拠点として八尾市パーソナル・サポートセンターと合同で志紀サテライト相談拠点を開設します。

(3) 見た目問題相談センター

【内 容】 顔や体に生まれつきアザがあったり、事故や病気によるキズなど、「見た目」の症状で悩みのある人たちの電話相談を週1回実施します。

【実施日】 毎週水曜日（13:00～18:00）

【相談形態】 電話相談

6. 人権活動支援事業

【内 容】 八尾市内で人権課題に取り組む団体に対して支援します。

【対 象】 実施要綱を作成し、応募団体をつのり理事会を通じて決定。

【対象団体数】 3～5 団体（1 団体 10 万～20 万）

7. その他関連事業

(1) 世界人権宣言八尾市実行委員会（世人やお）の運営

世界人権宣言八尾市実行委員会（世人やお）の事務局運営を行います。

(2) 情報発信

ホームページを通じて情報発信に取り組みます。

ホームページとともにSNSによる発信も検討します。

(3) 各種委員会への参画

今年度も要請に応じて各種委員会等へ委員を派遣します。

(4) 理事・評議員会の開催

理事会は年2回、評議員会は定時評議員（5月）の開催を基本とし、必要に応じて開催します。